

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第 1 1 5 8 号

各種がん検診広域実施のお知らせ

(夜間検診)

今年度から「がん検診広域実施事業(夜間検診)」を左記の通り実施することとなりました。

【対象者】

県内在住で、令和7年4月1日以降に検診を受けていない対象年齢の方

【検診料金】無料

【検診の種類】

種類	対象年齢
肺がん検診	30歳以上の方
大腸がん検診	30歳以上の方
乳がん検診	40歳以上の女性 (偶数年齢)
子宮がん検診	20歳以上の女性 (偶数年齢)

【日時】

10月31日(金)、11月7日(金)、11月14日(金)
午後6時～午後8時

【場所】

高知市総合保健協会中央健診センター
(高知市棧橋通り6丁目7番43号)

【申込方法】

高知県電子申請サービスを利用したスマートフォンやパソコン等によるオンラインでの申し込み
※電話での申し込みはできません。

◆申し込みページ

https://apply.e-tumojp/pref-kochi-u/offer/offerlist_detail?tempSeq=15220



【申込開始日】令和7年9月1日(月)

【申込締切日】各検診日の4週間前

※定員に達した場合受付終了

【検診に関する問い合わせ先】

高知県総合保健協会 088-832-9691

平日：午前8時30分～午前11時30分

午前12時30分～午後4時30分

土曜日：午前8時30分～午前12時30分

【電子申請サービスの操作に関する問い合わせ】

コールセンター

・固定電話 0120-464-119

(フリーダイヤル)

・携帯電話 0570-041-001

(有料)

※問い合わせは平日午前9時～午後5時

児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母が離婚するなどして、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当の対象となる児童は、日本国内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の年度末までにある者、または20歳未満で障害のある児童、次の受給資格に該当する者です。

ただし、請求をしないまま手当を受ける資格ができてから5年が経過すると受給資格を喪失します。

【受給資格】

①父母が離婚

②父または母が死亡

③父または母に政令で定める障害がある場合

④父または母が生死不明

⑤父または母に引き続き1年以上遺棄

⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁

⑦母が婚姻によらないで懐胎

⑧父または母が裁判所よりDV保護命令を受けたほか

ほか

【手当を受ける手続きについて】

手当を受けるには、役場の窓口で手続きをしてください。県知事の認定を受けることによる支給されます。

【すでに受給されている人へ】

毎年、8月以降の受給資格審査のため、8月1日～8月31日までの間に現況届の提出が必要です。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76-2115

本山町営住宅入居者公募のお知らせ

本山町営住宅「銀杏ノ木住宅」

【所在地】本山町本山1075番地1

【公募戸数】3戸

【1戸あたり床面積】

①約70平方メートル(木造平屋建)

②約99平方メートル(木造2階建)

【間取り】

①和室(6畳1室)、洋室(6畳1室)、

LDK(14畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、

屋外倉庫

②和室(6畳1室)、洋室(6畳2室)、

LDK(14畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、

屋外倉庫

【家賃・敷金等】

家賃 ①17,700円、

②24,500円、

(所得月額より算定)

敷金 家賃3カ月分

その他 浄化槽管理費用等共益費あり

本山町営住宅「吉野第2団地」

【所在地】本山町吉野406番地1

【公募戸数】2戸(鉄筋コンクリート3階建)

【間取り】

和室(6畳2室)、洋室(約6畳1室)、

LDK(約9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、

駐車場(1台分)あり、物置他

【家賃・敷金等】

家賃 16,100円、

(所得月額より算定します)

敷金 家賃3カ月分

共益費 浄化槽及び街灯管理費用等あり

【住宅入居者の資格】

◆居住する住宅に困窮していることが明らかである者
でその者と同居しようとする親族がある者。

◆所得月額が15万8千円以下であること。(ただし、高齢者、障害者又は災害による場合は21万4千円以下)

※所得月額の計算方法については、所得の種類、家族構成等により異なりますので、詳細は、お問い合わせください。

◆税等の滞納がないこと。

◆暴力団員でないこと。

【申込方法】

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要事項を記入し、同居しようとする親族全員の住民票所得金額の証明書(源泉徴収票の写し等)を添付して、総務課へ提出してください。

【申込期限】9月5日(金)まで

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-2223

相続登記の申請が義務化されました

令和6年4月1日から、相続(遺言を含む。)により不動産を取得した相続人は、不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請しなければならないこととなりました。令和6年4月1日より前に開始した相続によって不動産を取得した場合も対象で、その場合は、令和9年3月31日までに相続登記を行う必要があります。いずれの場合も、正当な理由なくその申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続登記の申請は、登記申請書を作成し、戸籍(除籍)や住民票などたくさん書類を取得する必要があります。また、ケースに応じて必要となる書類も異なっているなど、登記申請手続の中でも大変困難度の高い登記といわれていますが、一生に一度の大切な手続ですので、ご理解とご協力をお願いします。

相続登記の手続を専門家に依頼する(こと)を希望の際は、司法書士にお問い合わせください。自身で手続を希望の際は、お近くの法務局(登記手続案内を予約制で実施しています。)にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高知県司法書士会総合相談センター

電話 088-825-3143

高知地方法務局

電話 088-822-3331

相続等により農地を取得した場合の

届出について

農地の権利を、相続等により農業委員会への許可を受けることなく取得した場合は、農地法第3条の3第1項の規定により、その農地のある農業委員会へ届け出る必要があります。

届出は、権利を取得したことを知った時点から概ね10ヶ月以内に行ってください。

手続などは、農業委員会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 農業委員会

電話 76-3916

農地パトロールの実施について

本山町農業委員会では、毎年、期間を定め「農地パトロール」に取り組んでいます。

農地で耕作がされているか、また転用の許可なく農地を農地以外で利用していないか、耕作がされておらず遊休農地となっていないかなどを調査します。

今年は8月中旬から9月に行います。調査のため、皆さまの農地に立ち入る場合や調査の結果、遊休農地と判断した場合は、農地所有者にお話を伺う場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 農業委員会

電話 76-3916

それ、カスハラかも!?

カスハラとは、「カスタマー（客）」による「ハラメント（いやがらせ・いじめ）」つまり客という立場を利用して過剰なクレームや理不尽な言動で働く人を追い詰める行為のことです。

正当なクレームと「カスハラ」の違いは、要求内容の妥当性や、要求を通すためのやり方や手段で判断されます。

例えば、お釣りを間違えた店員に「気をつけて」と言うくらいなら正当なクレームと言えます。しかし乱暴な言葉を使ったり、大声を出したりするとカスハラと判断される場合があります。カスハラをしないために左記の点などを意識しましょう。

- 働く人に対して敬意を払う。
- 相手の話に耳を傾ける。
- 問題が発生した時に「そっか、冷静に」。
- 怒りを感じたら、まず深呼吸。

【問い合わせ先】

消費者ホットライン 1888（いやや）

令和8年度野生鳥獣に

強い県づくり事業について

鳥獣被害防止柵の購入費用に対し、一部補助を行う「野生鳥獣に強い県づくり事業」について来年度の事業要請書の受付を行います。

※高知県の予算の関係上、本事業の実施の見送り、また事業内容の変更等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【受付期間】 令和7年8月20日～9月30日

【対象鳥獣】 シカ・イノシシ・サル等

【補助対象柵の種類、補助率】

◆ステンレス入りネット柵（シカ用）

↓事業費の5/6

◆金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、複合柵

↓事業費の1/2

※補助対象経費は、上限単価に基づいて決定します。上限単価は変更になる場合もあります。

補助対象経費	上限単価
ステンレス入りネット柵	1,090円/m
金網柵	1,970円/m
ワイヤーメッシュ柵	1,290円/m
電気柵	1段当たり 148円/m
複合柵	(注) 複合柵についてはそれぞれ の上限単価を足し合わせた額を 上限単価とする

【補助要件】

受益戸数3戸未満又は費用対効果1未満であること

【申込の際の注意】

◆予算の範囲内での事業の決定となります。申込者全員が対象とはならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆補助対象柵の「経費および仕様（柵の長さ等）」の確認を行います。「見積書」など、詳細が分かる資料のご用意・ご提出をお願いします。

【申込及び問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76-3916

民事・家事相談のお知らせ

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施します。費用は無料ですので、この機会にご利用ください。

なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】 9月19日（金）午後1時～3時30分
（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】 役場2階 相談室C

【相談方法】 電話

裁判所からかかってきた電話をお繋ぎします。

【内容】

民事関係（金銭貸借、土地明渡し、境界等）、家事関係（夫婦関係、親子関係、相続関係等）の問題の解決についての手続の案内

※裁判所の一般的な手続の案内を行うものであり、法律相談ではありません。

【事前予約連絡先】 総務課 電話 76-22233

次期本山町過疎地域持続的

発展計画に係る

パブリックコメントを実施します

令和7年度末に本山町過疎地域持続的発展計画の計画期限を迎えます。今後も地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、令和8年度～令和12年度となる次期「本山町過疎地域持続的発展計画」を策定します。

この度、計画案がまとまりましたので、町民の皆様にご意見を募集します。

【計画名】 本山町過疎地域持続的発展計画

【募集期間】 8月20日（水）～9月19日（金）

【閲覧場所】

- ① 本山町ホームページ
- ② 本山町役場 政策企画課

（午前8時30分から午後5時15分まで）

※土曜・日曜・祝日を除く

【意見出来る方】

- ・ 町内に住所を有する方
- ・ 町内に通勤・通学している方
- ・ 町内に事業所・事務所等のある個人・法人その他の団体の方

【提出方法】

本山町ホームページもしくは本山町政策企画課に備え付けの指定様式により、募集期間内に次の方法にて提出してください。

・ 持参又は郵送による書面提出
〒781-3692

高知県長岡郡本山町本山636番地

本山町政策企画課

※郵送の場合は、9月19日（金）必着

・ ファクシミリによる提出

FAX 76-2943

・ 電子メールによる提出

メールアドレス kakaku@town.motoyama.lg.jp

※電話など口頭でのご意見、匿名のご意見はお受けできませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

政策企画課 電話 76-3915

友好交流町との

交流事業補助金について

本山町では友好交流町である北海道浦臼町との親善交流をより深めるため、交流事業を実施する団体に対して予算の範囲内で補助を行っています。

交流事業の実施を希望される団体は、必要な書類を作成の上、募集期間内に提出をお願いします。

【助成の対象】

本山町内の団体が5名以上の参加者で浦臼町を訪問もしくは受入をして交流事業を行う団体

【補助対象経費】

（訪問事業） 交通費、宿泊費（飲食に係る経費を除く）（受入事業）

資料代、送迎旅費、施設使用料、施設入場料等

※受入事業に係る経費のうち町内の団体が負担する経費とする。

【補助率】 1/2

【助成金の限度額】

（訪問事業）

1団体あたり50万円（1名あたり5万円）

（受入事業）

1団体あたり25万円

※詳細は本山町ホームページをご覧ください。政
策企画課までお問い合わせください。

【募集期間】

令和7年9月30日（火）まで

※補助決定の審査は申し込みがあり次第、順次行
いますので、早期に終了する場合があります。

【申込・問い合わせ先】

政策企画課 電話76-3915

※申請書類の様式及びデータは町ホームページ及び
政策企画課にあります。

【窓口便り7月末】

人口総数 3,065人

男 1,455人 女 1,610人

（前月比 7人減）

世帯数 1,745世帯（前月比 3世帯減）

前年度7月末現在人口 3,164人

出生 2人（男 1人 女 1人）

死亡 10人（男 6人 女 4人）

お名前 世帯主 年齢 地区

豊永 利行 本 人 76歳 一区

和田 澄子 本 人 90歳 二区

小松 智子 本 人 97歳 三区

古田 守 本 人 89歳 古田

伊藤 勉 本 人 74歳 寺家

外5名